

(平成23年2月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

厚生年金関係 5 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 14 件

国民年金関係 9 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間①に係る標準報酬月額記録については、47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年2月1日から10年1月26日まで
② 平成10年1月26日から同年2月1日まで

申立期間①について、給与から控除されている保険料に見合う標準報酬月額と年金事務所で記録されている標準報酬月額とが相違している。給与支払明細書と源泉徴収票を提出するので、標準報酬月額の訂正をお願いしたい。

また、申立期間②について、A社に平成10年1月末日まで勤務したので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与支払明細書において確認できる保険料控除額から、47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断

せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給与支払明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②について、申立人はA社に平成10年1月末日まで勤務したので、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は同年2月1日であると主張している。

しかし、申立人が所持する雇用保険受給資格者証を見ると、離職年月日が平成10年1月25日になっていることが確認でき、厚生年金保険の被保険者資格喪失日と合致する。

また、申立人が所持する平成10年1月の給与支払明細書では、1か月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるものの、A社は翌月控除方式を採っていることから、この控除されている保険料は前月の9年12月分となり、10年1月の保険料は控除されていないと考えられる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年6月25日及び18年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B事業所）における当該期間の標準賞与額に係る記録を15年6月25日は142万2,000円、18年12月25日は136万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月25日
② 平成18年12月25日

A事業所に勤務した期間のうち、平成15年6月及び18年12月の標準賞与額が、厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額と相違していた。当該期間に係る賞与支払い明細書を提出するので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所における申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、申立人から提出された賞与支払い明細書における厚生年金保険料控除額又は賞与支給額のそれぞれに基づく標準賞与額から、平成15年6月25日は142万2,000円、18年12月25日は136万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は、詳細は不明であるとしているが、同事業所から提出された申立期間①及び②に係る健康保険厚生年金保険標準賞与額決定通知書により、当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和49年11月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月4日から同年11月6日まで
A社からC社（現在は、D社）に出向した際の被保険者期間に1か月間の空白が生じている。

関連会社への異動で退職したわけではないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事台帳、在職証明書及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（A社からC社へ出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記人事台帳には、昭和49年10月4日付けで出向した記録があるものの、申立人は、同年10月*日に郷里の県で結婚式を挙げ、実際の転勤は同年11月になってからであり、同年10月分の給料も出向元であるA社から支給されていたと思うとしており、当時の同僚も申立人の赴任が発令日より遅れた記憶があるとしていること、及び雇用保険の被保険者記録により、同年11月5日まで同社で勤務し、同年11月6日にC社で資格を取得していることが確認できることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の事業所における昭和

49年9月の厚生年金保険被保険者原票の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関係資料及び周辺事情は無いことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和23年8月15日に、B社における資格取得日に係る記録を同年8月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、同年5月から同年7月までは600円、同年8月から24年5月までは4,500円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、昭和23年5月から同年7月については、明らかでないと認められ、同年8月から24年5月については、履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年5月1日から24年6月1日まで

私は、A社に昭和20年5月に採用され、引き続きB社に勤務した。事業所は、名称が変わっただけで、同じ場所で同じ仕事をしていたのに、申立期間の厚生年金保険の記録が無いのは納得できない。調査の上記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社において、20年5月1日に厚生年金保険の資格を取得し、23年5月1日に資格を喪失後、B社において再度資格を取得しており、同年5月から24年5月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、同僚の証言から、申立人は、申立期間において、A社及びB社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社及びB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、両事業所には、申立人を除き二人の同僚が勤務していたことが確認できるところ、申立期間と同じ期間の被保険者記録は無いものの、この二人のC社の資料に

よると、いずれもこの期間の被保険者記録は中断なく継続していることが確認できる。このことについて、C社では、「申立人はC社に記録が移管された昭和34年1月1日前に退職しているため記録は残っていないが、同僚二人は、移管の際に勤務が継続され給与から保険料が控除されているとの事実認定がなされたので記録が継続していると思う。」と証言している。

さらに、D社（B社の後継事業所）及び同僚は、「当時は戦後間もないころで、A社及びB社の役割は大きく、事業活動が中断することはなかった。同事業所には当時10人ほどが勤務していた。」と証言している。

加えて、B社は、昭和24年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては、適用事業所としての記録が無いが、前述の証言により、申立期間当時は5人以上の職員が業務に従事していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたものと認められ、申立人のA社における資格喪失日及びB社における資格取得日を昭和23年8月15日に訂正することが必要であると認められる。

また、標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）から、申立期間のうち、昭和23年5月から同年7月までについては、600円、同年8月から24年5月までについては、4,500円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行しているか否かについては、申立期間のうち、昭和23年5月から同年7月までは、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和23年8月から24年5月に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

奈良厚生年金 事案 1022

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和27年11月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年11月頃から同年12月1日まで
昭和27年11月にA社に入社したと思うが、厚生年金保険被保険者記録の資格取得日は同年12月1日となっている。同年11月の厚生年金保険料が控除されていたことが分かる給与明細書の写しを提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書の写しにより、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の資格取得日について確認できる人事記録及び雇用保険の被保険者記録は無いが、申立人の給与は日給制であり、給与明細書の支給日数から、昭和27年11月4日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、保険料控除額から2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

奈良国民年金 事案 1019

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月から49年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年11月から49年9月まで
昭和48年10月に退職してからすぐ国民年金に加入し、欠かすことなく国民年金保険料を納付してきたはずであるが、国民年金手帳記号番号が52年1月10日に払い出され、その直近の日に加入手続を行ったとされるのは納付できない。事実を確認して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後すぐに国民年金の加入手続を行い欠かさず保険料を納付したと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年1月10日にA市において夫婦連番で払い出されており、申立期間に続く49年10月から51年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立人は国民年金手帳記号番号が払い出された頃に加入手続を行い、当時、納付可能であった期間まで遡って納付したものと推認できる一方で、申立期間は、時効により保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、昭和48年5月から52年12月までの国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査するも、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 12 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 12 月から 60 年 3 月まで

昭和 57 年 12 月に会社を退職し、国民健康保険と国民年金の加入手続を A 町役場で行った。アルバイトのお金で国民年金の保険料を捻出し、毎月銀行で納付した。申立期間の国民年金保険料を納付したはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 60 年 7 月 26 日に職権適用にて払い出されていることが確認できるところ、この時点では申立期間の一部である 57 年 12 月から 58 年 3 月までの期間については時効により、制度上、国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、昭和 58 年 4 月から 60 年 3 月までの期間について国民年金保険料を過年度納付することが可能であるものの、申立人の証言からは過年度納付したとされる事情はうかがえない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を毎月銀行で納付したと説明しているが、申立期間の保険料を現年度納付するためには昭和 60 年 7 月 26 日に払い出された国民年金手帳記号番号とは別の番号が必要となるが、57 年 10 月から 60 年 3 月までの期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査するも、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人は「国民健康保険を国民年金とともに加入手続をした。」と述べているところ、市の保存する国民健康保険異動履歴によると昭和 58 年 2 月 8 日に国民健康保険の加入届出を行い、57 年 12 月 30 日に遡って国民健

康保険被保険者資格を取得したことが確認できるものの、申立人の国民年金手帳記号番号は 60 年 7 月 26 日に職権適用にて払い出されており、同時に手続したとは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 1021

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から47年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年1月から47年11月まで
昭和47年11月頃、A町（現在は、B市）からC市へ転出するために必要な書類をA町役場へ取りに行った際に、役場職員から国民年金に未加入であることを指摘され、加入するように言われた。
また、20歳から昭和47年11月までの国民年金保険料として1か月300円、23か月分を納付するようにも言われたので、転出に係る手続を行った窓口と同じ窓口で一括納付した。
申立期間について、保険料を納付したはずなので調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年11月頃にA町役場で国民年金の加入手続及び申立期間の保険料を納付したと述べているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は60年10月23日にD市において職権適用で払い出されていることが確認できる上、45年4月から48年8月までのA町に係る国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査するも、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は未加入期間となり、保険料を納付することができない。

また、申立人が「役場窓口で申立期間の保険料を一括納付した。年金手帳は交付されなかった。」と述べていることについて、B市に確認したところ、「国民年金の加入手続を行った被保険者には、その場で年金手帳を交付していた。また、仮に申立人の説明する昭和47年11月頃に加入手続をしたとすると、申立期間のうち、46年1月から47年3月までの期間は過年度納付となるが、役場窓口で過年度の保険料を受け取ることはなかった。」と説明し

ており、申立人の主張と一致しない。

さらに、申立人は、1か月分の保険料は300円だったと述べているが、申立期間当時の保険料額は、昭和46年1月から47年6月までの期間が450円、同年7月から同年11月までの期間が550円であり、申立人の主張と符合しない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から51年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月から51年11月まで

昭和46年12月に結婚してすぐに、主人が国民年金に加入してくれた。国民年金の納付方法は、毎月納付書に現金を添えて、金融機関の窓口で納付してくれていたと思う。51年11月までの納付記録が無いことに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以後の期間において、昭和51年12月からは任意加入被保険者として納付記録が確認できる上、60歳まで完納しており、国民年金に対する納付意識の高さがうかがえる。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年12月20日に払い出され、同年12月4日に任意加入で被保険者資格を取得しており、任意加入者は加入の申出をした日が資格取得日となることから、申立期間は未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立期間を含む申立人が20歳となった昭和42年*月から51年11月までの期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査するも、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されている形跡は見当たらない。

さらに、A市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿において、申立人は昭和51年12月4日に任意加入被保険者として国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、それ以後の期間における納付記録は確認できるものの、申立期間であるそれ以前の期間については加入していた形跡がうかがえない。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付について関与し

ておらず、それらを行っていたとする申立人の夫は、結婚後間もなくしてから保険料を納付していたと主張するものの、加入手続等についての記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 8 月から 42 年 3 月までの期間及び同年 9 月から 44 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 8 月から 42 年 3 月まで
② 昭和 42 年 9 月から 44 年 3 月まで

私が、20 歳に到達したのを契機に、母親が国民年金の加入手続を行い、保険料の納付を始めてくれたと思う。申立期間①及び②の間の期間である昭和 42 年 4 月から同年 8 月までの国民年金保険料を納付しているにもかかわらず、申立期間①及び②について納付しないということは考えられないので調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳に到達したのを契機に、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の最初の国民年金手帳記号番号は昭和 42 年 2 月 3 日に払い出されていることが確認できることから、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付することが可能であり、主張内容と符合する。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和 42 年 2 月 3 日に払い出された最初の国民年金手帳記号番号は 43 年 3 月 19 日に取り消され、44 年 11 月 13 日に二つ目の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できる上、申立人が現在所持している国民年金手帳によると、申立期間①及び②について保険料の納付があったことを示す記載が確認できない一方で、申立期間②の直後である 44 年 4 月から同年 7 月までの期間の保険料を同年 12 月 5 日に現年度納付していることを示す検認印が確認できることから、二つ目の国民年金手帳記号番号が払い出されたのを契機に、再び国民年

金保険料の納付を開始したものとするのが自然である。

また、申立人は、申立期間①及び②の間の期間である昭和42年4月から同年8月までの国民年金保険料を納付しているにもかかわらず、申立期間①及び②について納付しないということは考えられないと主張しているが、最初の国民年金手帳記号番号に係る国民年金被保険者台帳（旧台帳）によると、当該納付記録がある期間の保険料は、上述のとおり、43年3月19日に国民年金被保険者資格が取り消された後の同年4月30日に納付された後、本来納付できないことから、44年3月31日に還付決定されているものの、当該取消処理が誤りであったため還付は行われずに、二つ目の国民年金手帳記号番号が払い出された後に、当該期間の保険料を納付済みとした旨の記載が確認できる一方で、申立期間①及び②の保険料の納付は確認できない。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿においても、申立期間①及び②について申立人の国民年金保険料は未納となっていることが確認できる上、この記録は、上述のとおり、申立人が現在所持している国民年金手帳の記載及び国民年金被保険者台帳（旧台帳）の記録とも一致していることから、この点について行政側の記録管理に不自然な点はうかがえない。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、国民年金の加入手続並びに申立期間①及び②の保険料を納付してくれていたとする申立人の母親は既に亡くなっていることから、申立期間①及び②当時の加入手続及び保険料の納付の状況等が不明である。

このほか、申立人の母親が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものとする認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から41年6月までの期間及び47年7月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年10月から41年6月まで
② 昭和47年7月から49年3月まで

昭和40年10月に結婚し、父が婚姻届の提出と併せて私と妻の国民年金の加入手続をしてくれ、申立期間①の保険料は母が、申立期間②の保険料は妻が、それぞれ納付してくれていた。未納となっているのはおかしいので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年10月に結婚し、父親が婚姻届の提出と併せて申立人夫婦の国民年金の加入手続を行ったとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は43年5月29日に申立人の両親を含めた4人が連番で払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人はこの頃国民年金に加入したと推認される。

また、申立期間①について、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によると、申立人は、申立期間直後の昭和41年7月から43年3月までの保険料を同年10月24日に遡って納付していることが確認でき、この時点で申立期間①の保険料は、制度上、時効により納付できない。

さらに、申立期間②について、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によると、申立期間直後の昭和49年度について、現在納付済みの記録となっているが当初は申請免除の手続が行われていること、及び申立期間の保険料が未納であったため催告が行われたことが確認できることから、当該期間における申立人の国民年金保険料が納付されていたとは考え難い。

加えて、申立人の妻及び母親が申立期間①及び②について、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から43年3月までの期間及び47年7月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年10月から43年3月まで
② 昭和47年7月から49年3月まで

昭和40年10月に結婚し、義父が婚姻届の提出と併せて夫と私の国民年金の加入手続をしてくれ、申立期間①の保険料は義母が、申立期間②の保険料は私が、それぞれ納付していた。未納となっているのはおかしいので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年10月に結婚し、義父が婚姻届の提出と併せて申立人夫婦の国民年金の加入手続を行ったとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は43年5月29日に申立人の義父母を含めた4人が連番で払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人はこの頃国民年金に加入したと推認される。

また、申立期間①について、上述の手帳記号番号払出しの時点で、申立期間のうち昭和40年10月から41年3月までの期間の保険料は時効により納付できない上、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及びA町の国民年金被保険者名簿のいずれの記録においても申立期間は未納とされていることから、申立人の国民年金保険料が納付されていたとは考え難い。

さらに、申立期間②については、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によると、申立期間直後の昭和49年度について、現在納付済みの記録となっているが当初は申請免除の手続が行われていること、及び申立期間の保険料について未納であったため催告が行われたことが確認できることから、

当該期間における申立人の国民年金保険料が納付されていたとは考え難い。

加えて、申立人及びその義母が申立期間①及び②について、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 8 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 8 月から 59 年 3 月まで

私の国民年金保険料の納付記録を見ると、申立期間が未納であることが分かった。申立期間当時、旧 A 村役場の職員が自宅に集金に来ていたことを覚えている。生活が苦しいながら、将来のことを考えて納付していたことから、申立期間が未納とされていることに納得ができないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料を集金により納付したと主張しているが、申立期間当時の居住地において国民年金保険料の徴収を行っていた B 納税組合の申立人に係る国民年金保険料徴収明細表によると、申立期間は未納と記録されており、これは、C 市の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳（旧台帳）等の記録とも一致していることから、行政側の記録管理に不自然さはみられない。

また、国民年金被保険者台帳（旧台帳）によると、申立期間の保険料が未納であったため同期間において毎年度催告が行われていたことが確認できることから、定期的集金人へ現年度納付されていたことがうかがえず、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、C 市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間前の昭和 57 年 7 月の保険料は納付期限近くの 59 年 6 月 6 日に過年度納付していることが確認でき、申立人が所持する国民年金手帳等によると、申立人は同納付日より前の同年 4 月 1 日に国民年金の任意加入被保険者資格を喪失していることが確認できることを踏まえると、申立期間の保険料が納付されたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から48年1月までの期間及び49年3月から52年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年12月から48年1月まで
② 昭和49年3月から52年8月まで

申立期間①については、母親が学生であった私の国民年金保険料を毎月自宅に集金に来ていた信用組合の職員に納付してくれていたはずである。

申立期間②については、昭和49年3月頃に退職した会社の経理担当者から必要書類を受け取って、区役所で国民年金の加入手続をした。当該期間の保険料は、区役所窓口でまとめて納付したはずである。

申立期間①及び②が未加入期間となっていることに納得がいかないので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金の加入手続を行った場合に払い出される国民年金手帳記号番号は、昭和54年3月10日に申立人に対し払い出されていることが確認でき、申立期間に払い出された形跡が見当たらないことから、申立期間①及び②について、申立人が国民年金に加入していたことを推認できない。

また、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）、A市が保管していた国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳によると、そのいずれにも、申立人が初めて国民年金の被保険者資格を取得した年月日は、昭和53年12月30日と記録されていることが確認できることから、その点において行政側の記録管理に不自然さはないと認め、申立期間①及び②について申立人は国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立期間①について、オンライン記録によると、申立人と同様に申立人の両親と同居し学生であった申立人の兄も国民年金に未加入であったことが確認できる上、保険料を納付していたとされる申立人の母親は既に亡くなっており、当時の状況等を確認することができない。

加えて、申立期間②について、申立人は、区役所窓口で国民年金の加入手続を行い、一括して保険料を納付していたと主張しているが、上述のとおり、申立期間②は国民年金の未加入期間と考えられる上、市区町村の窓口で納付することができる保険料は原則的に現年度保険料のみであり、申立人が保険料を納付したとするA市B区役所において特別な取扱いを行っていたことが確認できないことから、申立期間②の保険料が納付されていたとは考え難い。

このほか、申立人及びその母親が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 1021

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 1 日から 36 年 6 月 1 日まで

A社での厚生年金保険の記録は、昭和 31 年 3 月 1 日までとなっているが、私の記憶では、36 年 5 月 31 日までB店の社長等と一緒に勤務していた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、A社は、昭和 31 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人を含め当時同社に在籍していた厚生年金保険の被保険者全員が、同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる上、当該資格喪失処理が事実と反して行われたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、A社の事業主及び申立人が一緒に勤務していたとするB店の社長等は連絡先が不明であり、申立内容に係る事情等を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 1023

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月 1 日から 52 年 5 月 1 日まで
A 社に勤務していた期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額より低い記録になっている。納得できないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額より低いと主張しているが、申立期間当時、申立人の標準報酬月額のみが他の被保険者と比べ著しく低額であるという状況はみられない。

また、申立人の当該事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿とオンライン記録の標準報酬月額は一致しており、遡って記録が訂正された形跡は無い。

さらに、当該事業所の元事業主に、申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除について照会したが、当時の資料は保管されておらず、確認することができなかった。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 9 年 1 月 1 日から 15 年 12 月 1 日まで
② 平成 15 年 12 月 1 日から 16 年 5 月 1 日まで
③ 平成 16 年 5 月 1 日から 17 年 5 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間①、③及びB社に勤務していた申立期間②の標準報酬月額の記録が、実際の給与額より低い記録となっているので調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立人が所持する給与支払報告書により、申立人が、申立期間①のうち平成 11 年 1 月から 15 年 11 月までの期間、申立期間②及び③のうち 16 年 5 月から同年 12 月までの期間について、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額を得ていたことが推認できるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回ることが確認できないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間①のうち平成 9 年 1 月から 10 年 12 月までの期間及び申立期間③のうち 17 年 1 月から同年 4 月までの期間については、厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 8 月頃から 29 年 9 月 1 日まで
昭和 20 年 8 月頃から 29 年 8 月末まで A 社に勤務したが、その期間の厚生年金保険の加入記録が無いので調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の同僚の証言により、申立人が同社に勤務していたことは推認できるが、在職期間は特定できない。

また、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 29 年 3 月 1 日であり、上記同僚は、「A 社はもともと個人商店だったが、28 年頃に株式会社となった。厚生年金保険に加入したのはその後だと思う。会社が厚生年金保険の適用事業所となった際、在籍していた者は全員厚生年金保険に加入したはずなので、申立人はこの時期に在籍していなかったのではないか。」と述べている。

さらに、A 社は昭和 54 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録の確認できる複数の同僚に照会しても、申立期間に係る申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 4 年 2 月 10 日から同年 3 月 5 日まで
② 平成 4 年 9 月 1 日から同年 10 月 27 日まで
③ 平成 5 年 4 月 1 日から同年 5 月 24 日まで
④ 平成 5 年 11 月 4 日から同年 12 月 3 日まで

申立期間について、勤務していたにもかかわらず厚生年金保険の記録が無い。A事業所から発行された辞令書があるので、辞令書に記載されている任用期間について厚生年金保険の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間①から④までの期間について、臨時的に採用され勤務していたことが、A事業所の辞令書及び任用伺簿により確認できる。

しかし、A事業所は、「当初の任用の発令日から起算して2か月を超えるに至った日から厚生年金保険に加入している。当初の任用期間が2か月を超えない場合であっても次の任用期間内において、当初の任用期間と通算して2か月を超える場合は、2か月を超えることになる任用の発令日から厚生年金保険に加入している。」としていることから、申立期間①及び④については、任用期間は2か月未満であり厚生年金保険の加入要件に該当しない。また、申立期間②及び③については申立期間のみでは加入要件に該当しないが、継続する次の任用期間内において、当初の発令日から起算して2か月を超えることとなった任用の発令日から厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたとしており、事実、オンライン記録により、申立人は、当該事業所の取扱いどおりに厚生年金保険に加入していることが確認できる。

また、A事業所は、「申立人が主張されているような届出は行っておらず、申立期間②については厚生年金保険の資格取得日は平成 4 年 10 月 27 日であ

り、同年10月からの厚生年金保険料を納付し、申立期間③については厚生年金保険の資格取得日は5年5月24日であり、同年5月からの厚生年金保険料を納付した。」と回答しており、この回答はオンライン記録と一致する。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。